

地域医療を支える専門医の地域偏在の解消について

【担当省庁：厚生労働省】

地域偏在をなくすため、新専門医制度における研修プログラムの審査項目に都市部以外の地域で十分な期間の地域医療の経験を設けるよう働きかけるとともに、本年10月に改正された医師法の趣旨も踏まえ、若手医師の配置についても地域の意見が十分に配慮される仕組みを構築していただきたい。

京都府
の担当課

健康福祉部 医療課(075-414-4716)

■新専門医制度（概要）

これまで各学会が独自に認定した専門医について、学会の認定基準の統一性や専門医の質の向上等を図るために、第三者機関「日本専門医機構」が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に実施

旧制度	
専門医取得	—
認定主体	個別学会（学会独自）
基本領域	18領域
サブスペシャリティ領域	各学会が独自に設定
研修施設	研修施設単位
研修要件	各学会が独自に設定

新制度（平成30年度～）	
基本領域のいずれかを習得（推奨）	日本専門医機構（第三者機関）
19領域	29領域（現時点※）
※上記以外は今後検討・認定予定	基幹病院と連携病院により、研修施設群を形成
	専門医の認定は、経験症例数等の診療実績を重視

■専門医制度新整備指針（平成28年12月日本専門医機構が策定）

▶ 機構は研修プログラムの決定に際し、各都道府県協議会と事前協議することとなっている。
→引き続き、地域において研修を受けやすいプログラムとなるよう対策を講じられたい。

■都道府県協議会

▶ 厚生労働省が都道府県に対して設置を要請した、専門医の研修に関する研修プログラムの基幹病院、連携病院の構成に偏りがないかなどを検証する組織
▶ 京都府、京都府医師会、京都府病院協会、京都私立病院協会、京都府町村会、京都府立医科大学等で構成

■医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要（平成30年10月15日施行）

▶ 日本専門医機構等は、医師の研修に関する計画が医療提供体制に重大な影響を与える場合には、あらかじめ都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聽かなければならないとされた。

～医師法（平成30年10月15日施行）～

(第16条の8 第1項)

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聽かなければならない。

(第16条の8 第3項)

厚生労働大臣は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(第16条の8 第4項)

都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

(第16条の8 第5項)

第1項の厚生労働省で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。